

山口県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について (令和6年1月1日～令和6年3月31日)

1 趣旨

山口県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和6年2月5日付け障発0205第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(令和5年度補正予算分)実施要綱」（以下「国実施要綱（令和5年度補正予算分）」という。）の1に規定する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援等を行うものとする。

2 交付の対象及び補助率

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、国実施要綱（令和5年度補正予算分）の3に規定する（1）障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業及び（2）障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業とする。
- (2) 補助金の交付の対象となる経費の区分、補助率は、別添1に定めるとおりとする。

3 交付の申請

- (1) 山口県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。
- (2) 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途定める日とする。

4 申請の取下げ

規則第6条第1項の知事が定める期間は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内とする。

5 補助事業の変更等に係る承認の申請

規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

6 実績報告

- (1) 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。
- (2) 第1項の実績報告書は、別途定める日までに提出しなければならない。

7 補助金の交付

- (1) 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式により請求書を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。